

## 介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに幾度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 職場環境等要件に関して、複数の取り組みを行うこと。
- C 見える化要件として、ホームページへの掲載等により公表していること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表します。

区分	職場環境等要件	当法人の取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施。	入職前の職場体験。入職時のオリエンテーションの実施。地元小中学校の福祉体験・職場体験の受入れ。近隣の高校・専門学校・短大等の職業体験の受入れ。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度導入	担当の職員によるアドバイスや・サポートの実施。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。有給休暇が取得しやすい環境の整備。業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。	子育て・介護等の家庭事情などに配慮し、多様な勤務シフトによる就業。年間5日以上の有給取得の奨励。毎年メンタルヘルスチェックの実施。産業医等への相談受付。
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施。短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。	特別浴に腰痛対策として電動昇降機能付きストレッチャーの導入。年1回の健康診断の実施。感染症対策として会議室を休憩室に開放。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減。	タブレット端末を使用して記録業務の転記作業の削減。各部署との情報連携。
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施。ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。	納涼祭や地元小中学校による福祉施設訪問の受入れ。利用者家族などからの謝意等の情報を運営委員会や朝礼などの場で職員間の情報共有。